

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。

表彰

企業の農業経営顕彰

■東京都知事賞・東京都農業会議会長賞

羽村市農業後継者クラブ学校給食食材生産部

小・中学校の給食に使われる地場産野菜は他自治体より高い利用率となっています。学校給食の野菜は、部員たちの弛まぬ努力、熱意や責任感のある経営により安定して作られています。この活動への貢献が認められ表彰されました。

農業委員会等功労者表彰

■農業功労者感謝状

羽村悦子さん

数少ない市内の女性農業者の模範的な存在であり、化学合成農薬や化学肥料の削減にも力を入れています。また、水田のチューリップ生育にも尽力するなど、農業の振興および地域振興に寄与してきたことが認められ、表彰されました。

問合せ 産業振興課農政係 663

給付金

妊婦応援特別給付金の申請は3月31日(金)まで

対象 給付金申請時に羽村市に住民票があり、令和4年4月1日～令和5

年3月31日の間に妊娠の届け出をし、母子健康手帳の交付を受けた方

※令和4年4月～9月に妊娠の届け出をした方には、申請書を送付しています。※申請書に印鑑の押忘れが多く見受けられます。提出する前によく確認してください。

※給付金は原則、妊婦の口座に振り込みます。妊婦以外の口座への振込みを希望する場合は、委任状が必要です。

※羽村市に転入した産婦の方で、令和4年4月1日以降に妊娠の届け出をした方も、対象となります。

問合せ 子育て相談課母子保健・相談係（保健センター内） 697

子どもの医療証

4月から小学校に入学するお子さんに、⑦の医療証を送付

4月から小学校に入学予定（平成28年4月2日～平成29年4月1日生ま

農業

羽村市認定農業者に認定書を交付

2月9日、羽村市役所で認定農業者認定書交付式を行いました。今回の認定により2つの経営体加わり、羽村市の認定農業者は11経営体（20人）となりました。

市では、認定農業者制度を推進し、経営改善に意欲的に取り組む農業者を支援しています。認定を受けた方は、羽村市の農業の中核となり、活躍することが期待されます。また、農業経営の方針や家族の役割、就業条件などを明確にし、家族一丸となって農業経営に取り組むため、1経営体2人の方が家族経営協定を締結しました。



▲令和4年度に認定された皆さん

れ）のお子さんは、4月1日から「義務教育就学児医療費助成制度（⑦）」の対象となります。該当のお子さんには⑦医療証を3月下旬に送付します。なお、現在の「乳幼児医療費助成制度（⑧）」医療証は3月31日で有効期限が終了します。

「義務教育就学児医療費助成制度（⑦）」とは、義務教育就学児の医療費の自己負担分（3割）のうち、通院1回につき200円（上限額）を除いた金額を助成するものです。

※お子さんの健康保険証に変更があったときは、必ず届け出をしてください。

※小学校入学前で⑧医療証を持っていないお子さん、小・中学校に通っていない⑦医療証を持っていないお子さんは申請してください。

※原則、さかのぼっての認定は受けられません。

▼申請に必要なもの

- ①対象児童の健康保険証
- ②申請者（保護者）の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）
- ③「課税（非課税）証明書（所得証明書）」または「地方税情報の取得確認の同意書」

※令和4年1月1日の住所地の市区町

認定農業者とは

農業経営の改善に向けた目標を持ち、意欲的に取り組む農業者で、5年後の経営目標と具体的な計画を立て、市の認定を受けた方です。

問合せ 産業振興課農政係 663

施設利用などの変更

堰下レクリエーション広場の受付期間・窓口などの変更

4月から、堰下レクリエーション広場の受付期間などに変更になります。また、受付窓口も、S&Dスポーツパーク富士見（富士見公園）クラブハウスに変更になります。注意してください。

受付場所	取消し	受付け	
		市内の方	市外の方
S&Dスポーツアリーナ羽村（スポーツセンター）	使用日の20日前までの取消申請は全額、10日前までは75%、5日前までは50%の使用料を返金	使用希望日の3か月前の1日から	使用希望日の1か月前の1日から

▼3月31日まで

▼4月1日以降

受付場所	取消し	受付け	
		市内の方	市外の方
S&Dスポーツパーク富士見（富士見公園）クラブハウス	全額返金	使用希望日の1か月前の1日から	使用希望日の10日前から

問合せ S&Dスポーツアリーナ羽村（スポーツセンター） ☎55510033

「いいの里」4月1日から毎週日曜日を休館

高齢者在宅サービスセンターいいの里は、4月から、毎週日曜日を休館とします。ご理解とご協力をお願いします。

※祝日はこれまでどおり休館です。

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係

☎175／高齢者在宅サービスセンターいいの里 ☎57810678

村が発行した最新の「課税（非課税）証明書（所得証明書）」が必要です（令和4年1月1日に羽村市に住所があった方は不要）。※マイナンバー制度の情報連携による地方税情報の取得確認に同意すると、証明書の提出を省略できます。

申込み・問合せ 子育て相談課手当・助成係 237



リサちゃんといくるちゃんのこれ知っている？
《新しい資源収集カレンダーはいつ配られるの？》の巻



広報はむら 3月15日号と一緒に全戸配布します！

- 新しい資源収集カレンダー（令和5年4月～令和6年3月分）は、広報はむら3月15日号と一緒に配布します。配布後、カレンダーをなくしたり、追加で必要な方は、市役所1階案内・2階生活環境課までお越しください。
 - 広報はむらが届いたら忘れずに確認してください。
 - カレンダーは、四つ折りの両面印刷です。
- ※市公式サイトからダウンロードすることができます。
（3月15日以降に掲載予定） 問合せ 生活環境課 ☎204